

## IRに関する情報提供依頼実施要領

### 1 趣旨

本市は、これまで「グローバルMICE都市」として積極的に国際会議や展示会等の誘致に取り組んできた。本市が今後もグローバルレベルのMICE誘致力を有する都市であり続けることは、本市や本市を核として広がる圏域経済を維持、発展させていくために必須の要素である。

グローバルなMICE誘致力の強化に向けた方策の一つとして、国際会議場や展示施設、魅力増進施設、送客施設等を民間事業者が一体的に整備・運営する「日本型IR」※がある。

本市においてIRを導入する・しないの判断をするにあたり、本市におけるIRの事業性、コンセプト、経済的効果等やIRに伴う懸念事項とその最小化に向けた取組等の情報やアイデアの提供を民間事業者に依頼するものである。

※特定複合観光施設整備法（平成30年法律第80号）（以下、「IR整備法」という。）第2条第1項に定義される「特定複合観光施設」をいう。

### 2 参加資格要件

本件への参加に当たっては、以下の要件を全て満たすことが必要である。

- (1) 法人又は法人で構成されるグループであること
- (2) 地方公共団体及び地方公共団体から出資・出捐等の財政支援を受けている団体でないこと
- (3) 経営不振の状態（破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にならないこと
- (4) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）に基づく入札等除外措置を受けたことがないこと
- (5) 事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でなく、かつ、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図ったり、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したことがないこと
- (6) 本市からの問い合わせや個別ヒアリング実施の依頼に協力できること

### 3 基本条件

本件の実施にあたっては、以下の事項を基本条件とする。

- (1) 本市では I R を導入する・しないについて判断していないこと。そのため、今後の具体的な手続きやスケジュール等を想定していないこと
- (2) 本件が本市の I R 導入を保証するものではないこと
- (3) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）、I R 整備法、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号）に適合する情報やアイデアを提供すること
- (4) I R 整備法第 2 条第 2 項に定める特定複合観光施設区域として想定する区域は千葉市内とすること
- (5) 「4 情報提供依頼項目」の（1）～（5）の全ての項目について、情報提供すること

#### 4 情報提供依頼項目

以下に掲げる（1）～（5）の全ての項目について情報提供することとする。

また、【必須】と付記されている事項については、必ず情報提供しなければならない。

なお、以下に記載されていない事項についても、任意で情報提供することができる。

- (1) 本市の M I C E 誘致力に対する評価  
本市の M I C E 誘致力の現状についての評価を行った上で、以下に掲げるア～エの全ての事項について、情報提供すること  
ア M I C E に関する本市の魅力【必須】  
イ M I C E に関する本市の優位性【必須】  
ウ M I C E に関する本市の課題【必須】  
エ 本市の M I C E 誘致力を向上させる方策として I R が適切と考えるか、またそのように考える理由【必須】
- (2) 本市における I R のイメージ  
本市の M I C E 誘致力を強化する I R とはどのようなものであるかを具体的にイメージできるよう、以下に掲げるア～オの全ての事項について、情報提供すること  
ア I R のコンセプト【必須】  
イ 立地場所、またその場所を選定した理由【必須】  
ウ ゴーニング【必須】  
エ イメージパース【必須】  
オ I R 整備法第 2 条第 1 項に定める特定複合観光施設の機能や規模【必須】
- (3) 本市における I R の経済的効果等  
本市に I R を設置した場合に本市及び千葉県に与える経済的効果等を具体的に把握できるよう、以下に掲げるア～キの事項例を参考としつつ、本市における I R の経済的効果等について情報提供すること

- ア IR設置による本市及び千葉県への観光客数並びに本市及び千葉県の観光消費額の増加量
- イ 特定複合観光施設全体及びカジノ施設への訪問者数
- ウ 本市内及び千葉県内の観光地や文化・スポーツ施設と連携した、賑わい創出や魅力向上のための取組
- エ MICE開催件数・誘致を目指す国際会議や展示会等の名称や内容
- オ 雇用創出人数（運営時の直接雇用者数・間接雇用者数）
- カ 税収効果（認定都道府県等入場料納入金、認定都道府県等納付金、個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税等）
- キ 地元調達の割合・金額

(4) 本市におけるIRの事業性

本市にIRを設置した場合のIRの事業規模等を具体的に把握できるよう、以下に掲げるア～クの事項例を参考としつつ、本市におけるIRの事業性について情報提供すること

- ア 投資見込額（建設時・運営時）
- イ 売上見込額
- ウ EBITDA（Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization）  
※税引前利益に支払利息、減価償却費を加えたもの
- エ 収支計画
- オ IR施設面積
- カ 立地場所の土地は購入又は借地のどちらが望ましいか、またそのように考える理由
- キ IRの設置及び運営時に必要なインフラ整備の内容及びその整備費用
- ク 開発条件に対する要望

(5) 本市におけるIRに伴う懸念事項とその最小化に向けた取組

本市にIRを設置した場合の懸念事項とその最小化に向けた取組みを具体的に把握できるよう、以下に掲げるア～カの全ての事項について、情報提供すること

- ア ギャンブル等依存症対策【必須】
- イ 青少年の健全育成に関する取組【必須】
- ウ マネー・ローンダリングの防止に関する取組【必須】
- エ 反社会的勢力の排除に関する取組【必須】
- オ 交通渋滞の発生等による生活環境悪化の防止に関する取組【必須】
- カ 治安悪化の防止に関する取組【必須】

## 5 参加登録

本件への参加に当たっては、以下の参加登録を行うことが必要である。

(1) 参加登録期間	2019年8月8日(木) 9時00分～ 2019年8月22日(木) 17時00分(必着)
(2) 申込方法	「参加登録申請書」の郵送又は持参
(3) 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・単独参加の場合には、「参加登録申請書」(単独申請用)を、グループで参加する場合には、「参加登録申請書」(グループ申請用)を提出すること</li><li>・参加登録申請書の押印欄について、印鑑を持たない海外事業者の場合には、代表者の署名によって代替できる。</li><li>・郵送で提出する場合、簡易書留等の配達記録が残る方法により、郵送すること</li><li>・持参で提出する場合、持参希望日時を電話又は電子メールにより、事前に連絡すること</li><li>・持参で提出する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。</li></ul>

## 6 事前説明会の開催

参加登録を行った事業者(以下、「参加者」という。)を対象に事前説明会を開催する。

なお、事前説明会への参加は任意とする。

(1) 開催日時	2019年8月27日(火) 10:00～12:00
(2) 開催場所	「事前説明会参加申込書」を提出した事業者に対して、本市から個別に電子メールにより連絡する。
(3) 申込期間	2019年8月8日(木) 9時00分～ 2019年8月22日(木) 17時00分(必着)
(4) 申込方法	「事前説明会参加申込書」の電子メールによる提出
(5) 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前説明会への参加可能人数は2名以内とする。(グループ参加の場合も2名以内とする。)</li><li>・事前説明会は非公開とする。</li><li>・事前説明会会場での電子機器等による録音・録画・撮影及び事前説明会資料の第三者への配布は禁止とする。</li></ul>

## 7 本件に関する質問の受付

本件の実施方法等について、以下のとおり、参加者から質問を受け付け、回答する。

(1) 質問期限	2019年9月24日(火) 17時00分(必着)
(2) 質問方法	「質問書」の電子メールによる提出
(3) 回答の公表	回答は、2019年10月1日(火) 17時00分までの間に、本市ホームページ上で順次、公開する。 <a href="http://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/makuhari/rfi.html">http://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/makuhari/rfi.html</a>
(4) 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 質問を行った参加者の名称は非公表とする。</li><li>・ 質問を行った参加者への個別回答は行わない。</li></ul>

## 8 資料の作成・提出方法

### (1) 提出すべき資料及びデータ形式

ア 「提出資料確認書」	Microsoft Word/PDF
イ 「情報提供書」	Microsoft Word/PDF/Power Point
ウ 添付資料(作成は任意)	Microsoft Word/PDF/Power Point

### (2) 作成方法

ア 情報提供書・添付資料の様式	自由
イ 情報提供書・添付資料のサイズ	A4
ウ 使用する言語	日本語
エ 使用する通貨	日本円
オ 使用する単位	計量法(平成4年法律第51号)の規定による
カ 印刷の方法	片面印刷

### (3) 提出期間・方法等

ア 提出期間	2019年10月15日(火) 9:00～ 2019年10月28日(月) 17:00(必着)
イ 提出資料及び必要部数	以下の資料の郵送又は持参 ・紙媒体(提出資料確認書、情報提供書、添付資料) 各1部 ・電子データ一式(CD-R) 1枚
ウ 留意事項	・紙媒体は全て指定の方法で印刷し、1冊のファイルに綴じた上で提出すること ・提出資料確認書の押印欄について、印鑑を持たない海外事業者の場合には、代表者の署名によって代替できる。 ・写真、図表等を用いる場合、知的財産権に係る紛争が生じることのないようにすること ・郵送により提出する場合、簡易書留等の配達記録が残る方法により、郵送すること ・持参により提出する場合、持参希望日時を電話又は電子メールにより、事前に連絡すること ・持参により提出する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

## 9 ヒアリングの実施

提供された情報等について、2019年11月以降、個別にヒアリングを実施する。具体的な日時や実施方法等の詳細については、対象となる参加者に対して、本市から個別に電子メールにより連絡するものとする。

## 10 提出資料の取扱い

本件において提出された資料及びその内容について、以下のとおり、取り扱う。

- (1) 「提出資料確認書」において、情報提供書(添付資料を含む。以下同じ。)の内容について、非公表を希望する旨が明示されている場合、情報提供書の内容は非公表とする。ただし、以下の場合については、この限りではない。

ア 本市におけるIRの検討・研究に必要な範囲において、関係行政機関で利用する場合

イ 提供された情報等の取りまとめ業務等委託の受託者、外部有識者、コンサルタント、弁護士、公認会計士等の第三者に対し、外部提供しない旨を誓約させた上で提供する場合

ウ 情報提供書を提出した参加者(以下、「提供者」という。)が公表に同意した場合

- エ 法令に基づく開示請求又は資料提出の要求があり、開示又は資料提出することが適当であると本市が認めた場合
- (2) 情報提供書の所有権及び本市が示した資料の著作権は本市に帰属し、提供された情報等に係る著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等は、提供者に帰属する。
  - (3) 情報提供書について、第三者との間で知的財産権に係る紛争が生じた場合であっても本市は一切の責任を負わない。
  - (4) 提出済みの情報提供書を修正、差替えることはできない。
  - (5) 提出済みの情報提供書の返却を求めることはできない。

### 1.1 結果の公表

提供者数及び本件結果の概要については、取りまとめ後に公表する。

また、提供者の名称及び提供された情報等の詳細については、当該提供者と協議し同意を得られた場合、報告書において公表する。

### 1.2 その他留意事項

- (1) 本件への参加及び情報提供は、事業者が全て自己の費用と責任において行うものとし、自己又は第三者に損害が生じた場合であっても、本市は一切の責任を負わない。
- (2) 提供された情報等の取りまとめ・分析、ヒアリングの実施、本件に係る報告書の作成等については、その支援業務を外部事業者へ委託した上で実施する。
- (3) 本件に関する資料、事前説明会及びヒアリングにおいて使用する言語は全て日本語とし、翻訳又は通訳が必要な場合には参加者が各自で手配することとする。

### 1.3 スケジュール

2019年8月8日(木) 9:00～ 2019年8月22日(木) 17:00	参加登録申請書、事前説明会参加申込書の受付
2019年8月27日(火) 10:00	事前説明会の開催
2019年9月24日(火) 17:00	質問書の提出期限
2019年10月1日(火) 17:00	質問書への回答の公表期限
2019年10月15日(火) 9:00～ 2019年10月28日(月) 17:00	情報提供書の提出期間
2019年11月以降	個別ヒアリングの実施

#### 14 窓口・資料の提出先

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1-1

千葉市総合政策局総合政策部幕張新都心課 IR担当

電話：043-245-5040

メール：[chiba-ir@city.chiba.lg.jp](mailto:chiba-ir@city.chiba.lg.jp)